

産業廃棄物処理委託標準契約書

収
入
紙

印紙・割印をお願いします。
※自動更新を行う場合、印紙は4,000円必要となります。

[収集・運搬及び処分用]

排出事業者 〇〇〇〇株式会社 : (以下「甲」という) と、
収集・運搬及び処分業者 株式会社姫路環境開発 : (以下「乙」という) は、
甲の事業場: ××工場 から排出される産業廃棄物の
収集・運搬及び処分に関して次のとおり契約を締結する。

製本した後、割印をお願いします。
第1条 ※裏面にも割印をお願いします。

甲及び乙は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係
法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. (乙の事業範囲)

乙の事業範囲は以下のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の
写しを甲に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、乙は速
やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出し、本契約書に
添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市:	<u>姫路市</u>	許可都道府県・政令市:	_____
許可の有効期限:	<u>H23.1.6</u>	許可の有効期限:	_____
事業範囲:	<u>許可証の通り</u>	事業範囲:	_____
許可の条件:	<u>許可証の通り</u>	許可の条件:	_____
許可番号:	<u>第7011001868号</u>	許可番号:	_____

[特管]

許可都道府県・政令市:	_____	許可都道府県・政令市:	_____
許可の有効期限:	_____	許可の有効期限:	_____
事業範囲:	_____	事業範囲:	_____
許可の条件:	_____	許可の条件:	_____
許可番号:	_____	許可番号:	_____

◎処分にに関する事業範囲

[産廃]

許可都道府県・政令市:	<u>姫路市</u>	許可都道府県・政令市:	_____
許可の有効期限:	<u>H21.5.19</u>	許可の有効期限:	_____
事業区分:	<u>許可証の通り</u>	事業区分:	_____
産業廃棄物の種類:	<u>許可証の通り</u>	産業廃棄物の種類:	_____
許可の条件:	<u>許可証の通り</u>	許可の条件:	_____
許可番号:	<u>第7021001868号</u>	許可番号:	_____

[特管]

2. (委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価)

甲が、乙に収集・運搬及び処分 廃棄物の種類・予定数量を記入をして下さい。 単価は、次のとおりとする。

◎収集・運搬に関する種類、数量及び委託単価

種類：	混合廃棄物	木くず	廃プラスチック
数量：	10 t / 月	100 m ³ / 年	1 台 / 月
単 価：			

◎処分にに関する種類、数量及び委託単価

種類：	混合廃棄物	木くず	廃プラスチック
数量：	10 t / 月	100 m ³ / 年	4 t / 月
単 価：			

3. (処分の場所、方法及び処理能力)

乙は、甲から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称： 株式会社 姫路環境開発

所在地： 兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来 3067-17 / 兵庫県姫路市飾磨区中島相生梅 2104-2 他 7 筆

処分の方法： 破碎・固化・減容・混練成形

施設の処理能力： 許可証の通り

4. (最終処分の場所、方法及び処理能力)

(1) 乙は甲から委託された産業廃棄物を資源として回収し、次の事業場に売却、もしくは、処理委託する。

最終処分先の番号	事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力
	別紙 産業廃棄物処理フロー図のとおり			

(2) 乙は甲から委託された産業廃棄物のリサイクル不可及び残渣物について、次の事業場において最終処分を行う。

第 3340003681 号	株式会社カス産業	岡山県津山市押淵 71 番地	安定型埋立	1,848,189 m ³
第 6940022081 号	株式会社環境保全センター	神戸市西区神出町東字新内 497 番地-1	管理型埋立	1,037,975 m ³

5. (収集・運搬過程における積替保管)

①乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。

②乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ第9条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。

③乙は、甲から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、第9条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合、乙はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお、積替保管の場所に

において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

第3条（義務と責任）

1.（適正処理に必要な情報の提供）

(1) 甲は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、以下の情報をあらかじめ乙に提供しなければならない。

- 産業廃棄物の発生工程
- 産業廃棄物の性状及び荷姿
- 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
- 混合等により生ずる支障
- その他取扱いの注意事項

(2) 甲は、上記の内容以外にも、乙の要求に応じて、適正処理に必要な情報を、乙に提供する。乙は（社）全国産業廃棄物連合会（以下「連合会」という）の「廃棄物処理委託仕様書」と「廃棄物物性・安全データシート」（連合会の「産業廃棄物処理受託の手引」を参照）の項目の内容等を参考に適正処理に必要な情報を甲に対して、要求することができる。

(3) 甲は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確に洩れなく記載することとし、虚偽又は記載洩れがある場合は、乙は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を甲に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

(4) 甲は、次の産業廃棄物について、契約期間内に以下に定めるとおり、公的検査機関又は環境計量証明事業所において「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（昭和48年2月環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に提示する。

産業廃棄物の種類： _____

提示する時期又は回数： _____

2.（甲乙の責任範囲）

(1) 乙の責任範囲は、甲から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理することとする。

(2) 乙は甲に対し、乙の責任範囲に属する業務について法令に違反した業務を行い、それによって甲又は第三者に損害を及ぼしたときは、乙においてその損害を賠償し、甲に負担させない。

(3) 甲の責任範囲は、乙の責任範囲を除くすべてとする。

(4) 甲は、甲の責任範囲の中において乙又は第三者に損害が発生した場合は、甲において賠償し、乙に負担させない。

3.（再委託の禁止）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の処理を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

4.（権利義務の譲渡等）

乙は、本契約上の義務を第三者に譲渡又は継承させてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合にはこの限りではない。

5.（委託業務終了報告）

乙は、甲から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作

成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、収集・運搬業務については、運搬区間に応じてマニフェストB2、B4、B6票又は電子マニフェスト報告で、処分業務についてはマニフェストD票またはE票あるいは電子マニフェスト処分報告で代えることができる。

6. (業務の一時停止)

乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努力する。

第4条 (報酬・消費税・支払い)

1. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務に関する報酬については、第2条第2項にて定める単価に基づき算出する。
2. 報酬の額が経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙双方の協議によりこれを改訂することができる。
3. 甲の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務及び処分業務についての消費税等は、甲が負担する。
4. 甲は、乙からの業務終了報告書を受け取った後、乙に対して処理の報酬を支払う。ただし、具体的な支払方法について別途支払条件の定めのある場合にはそれによる。

第5条 (内容の変更)

甲又は乙は、必要がある場合は委託業務の内容を変更することができる。この場合において、契約単価又は契約期間を変更するとき、又は予定数量に大幅な変動が生ずるときは、甲と乙で協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

第6条(機密保持)

甲、乙は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に洩らしてはならない。当該機密を公表する必要がある場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

第7条 (契約の解除)

1. 甲及び乙は、相手方がこの契約の各条項のいずれかに違反したときは、催告の上、この契約を解除することができる。
2. 但し、甲又は乙から契約を解除した場合に、この契約に基づいて甲から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、乙又は甲は、次の措置を講じなければならない。

(1) 乙の義務違反により甲が解除した場合

- イ 乙は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本件契約区分に基づく乙の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬及び処分の義務を自ら実行するか、もしくは甲の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 乙が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときには、乙はその旨を甲に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、甲は、当該業者に対し、差し当たり、甲の費用負担をもって、乙のもとにある産業廃棄物の収集・運搬及び処分を行わしめるものとし、その

負担した費用を、乙に対して償還を請求するものとする。

(2) 甲の義務違反により乙が解除した場合

乙は甲に対し、甲の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、乙のもとにある未だ処理していない産業廃棄物を、甲の費用を持って当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは乙自ら甲方に運搬した上、甲に対し当該運搬の費用を請求することができる。

第8条 (協議)

この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関連法令に従い、その都度甲、乙が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

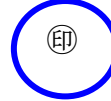
第9条 (契約期間)

この契約は、有効期間を平成〇〇年△△月□□日から平成●●年▲▲月■日までの1年間とし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙の一方から相手方に対する書面による解約の申し入れがないかぎり、同一条件で更新されたものとし、その後も同様とする。

この契約の成立を証するために本書1通を作成し、甲は本書を保管し、乙は写しを保管する。

平成〇〇年△△月□□日

甲 兵庫県姫路市〇〇町 123-4
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 □□ □□



乙 兵庫県姫路市飾磨区中島字宝来3067-17
株式会社 姫路環境開発
代表取締役 山本 益臣

